

後納制度について

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661

～過去10年分まで国民年金保険料が納められます!～

●国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めにお申込みください。

●後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【ご注意】平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

●後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せ

国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-011-050

(050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6731-2015)

【受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。



出張年金相談会のお知らせ

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

みなさんにご利用いただいております出張年金相談会を、平成26年度は次の日程で開設します。

●相談日（毎月第1水曜日です）

4月2日(水)	5月7日(水)	6月4日(水)	7月2日(水)
8月6日(水)	9月3日(水)	10月1日(水)	11月5日(水)
12月3日(水)	1月7日(水)	2月4日(水)	3月4日(水)



●時間 午前10時～午後3時 ●場所 役場3階 301～303会議室 ●相談担当 岡谷年金事務所担当官

昨年十一月二三日に毎年恒例の「親睦の集い」を開催し、五味会長を始め五十名余の会員と富士見町から名取副町長を始め九名の方々の参加をいただき、楽しく交流し親睦を深めることができました。今後とも、富士見町の皆様との交流と連携を強めていきたいと思っております。

過疎と少子高齢化等の中、メガソーラー等の取り組みを始め、恵まれた自然環境を活かした産業の育成とまちづくりに期待します。

私も「おらがふるさと富士見町」を宣伝し、応援します。

また、義理人情に厚く納得するまで議論し、協力し合う風土も大好きで、旧友との親睦会等、元気を貰っています。それに東都高原富士見会の存在も大きいと思います。

春の訪れを感じられるこの頃、皆様におかれてはお元気でお過ごしのことと存じます。

私が故郷を出て、早四十年が経過し今年には還暦です。都会の片隅で働き、家族や友人に囲まれて頑張ってきたのも、ふるさとの存在が大きかったと思います。

亡き母の墓参りと高齢の父に会うため、年に三、四回里帰りをします。実家から見ると八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳と南アルプスや富士山の絶景に心が洗われます。それにうまい空気と水は絶品で、身体が清められフレッシュできます。



小林 春彦
(葛窪出身)



ふるさとのみなさんへ
東都高原富士見会だより

平成26年度 諏訪地域 手話奉仕員養成講座 受講生募集!!

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

諏訪地域6市町村にお住まいの方を対象に、手話奉仕員養成講座を開催します。手話で伝えあう楽しさを知り、地域のろう者と手話で日常会話ができるようになることを目標にしています。

- 定員 20人 (応募者多数の場合は抽選)
- 会場 諏訪市総合福祉センター(湯小路いきいき元気館)第1会議室(住所:諏訪市小和田19-3)
- 受講対象者 ①諏訪地域6市町村にお住まいの方
②手話の学習経験のない方、または手話サークル在籍2年未満の方
③入門・基礎課程の全日程出席できる方
- 受講料 3,150円(テキスト代)
- その他 出席率80%以上の方に修了証書を授与(講義は必須)
- 申込み期間 4月7日(月)午前8時30分～4月17日(木)午後5時
- 申込 問 岡谷市社会福祉協議会 ☎24-2121(電話は月～金のみ受付) FAX 24-3555



【入門課程】 日程(全て火曜日)
全18回 《時間:午後7時～午後9時》

*会場・日程は、都合により変更することがあります。

5月13日	5月20日	5月27日	6月 3日
6月10日	6月17日	6月24日	7月 1日
7月 8日	7月15日	7月22日	7月29日
8月 5日	8月12日	8月19日	8月26日
9月 2日	9月 9日		

【基礎課程】 日程(全て火曜日)
全22回 《時間:午後7時～午後9時》

9月16日	9月30日	10月 7日	10月14日
10月21日	10月28日	11月 4日	11月11日
11月18日	11月25日	12月 2日	12月 9日
12月16日	1月 6日	1月13日	1月20日
1月27日	2月 3日	2月10日	2月17日
2月24日	3月 3日		

「消すまでは 心の警報 ONのまま」

問 諏訪広域消防富士見消防署 予防係 ☎61-0119



3月1日～3月7日まで、全国一斉に春の火災予防運動が行なわれます。この運動は火災の発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及をはかること、また、火災発生を防止し高齢者等を中心とする死者発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とするものです。

火災はいつどこで起こるか分かりません。期間中に火災予防について考え、火災を防止するため次のことを守りましょう。

- 家の周りに燃えやすい物を置かない。
- 火気を使用する場合、火が消えるまでは絶対その場を離れない。
- 就寝前、外出時には火の元を確認する。
- たき火、土手焼きを行なう際には、必ず消火用具を準備する。
- 風の強い日には、屋外で火を使わない。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】～3つの習慣・4つの対策～

☆3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

☆4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災 製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



昨年、富士見町内で発生した建物火災の件数は12件で、一昨年と比較すると8件増となっています。諏訪広域管内でも昨年は建物火災が多く発生しており、火災により尊い命が犠牲となっています。

火災は一瞬で、大切な生命、財産を奪ってしまいます。今一度、期間中に火災予防について考え、火災および災害に強いまちづくりを目指しましょう。